

# 「フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ」 取扱規定

## 1. (規定の趣旨)

この規定は、お客様(以下「申込者」といいます。)と、フィデリティ証券株式会社(以下「当社」といいます。)との間の証券投資信託受益権等(以下「投資信託」といいます。)定時定額購入サービス(名称「フィデリティ・ファンド積立・ステップ・BUY・ステップ」以下「本サービス」といいます。)の利用に関する取り決めです。申込者は、本サービスの内容を十分に理解し、申込者の判断と責任によって本サービスを利用するものとします。

## 2. (買付銘柄の選定)

(1)本サービスによって買付できる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下「選定銘柄」といいます。)とします。

(2)申込者は選定銘柄の中から1以上の指定した銘柄(以下「指定銘柄」といいます。)に対し、買付の申込みを行うものとします。

## 3. (払い込み方法の指定)

申込者は、当社が予め指定した業者を通じた指定預金口座からの振替によって、投資信託の買付の申込みを行うものとします。

## 4. (申込み方法)

申込者は、次の各号のすべてに該当する場合に限り、本サービスの利用を開始することができます。

(1)事前、または同時に当社所定の申込書により申込者が当社の総合取引口座を開設済みであること。

(2)申込者が当社所定の本サービスの申込書等に必要事項を記入し、記名押印(又は署名)の上当社に提出し、当社が承諾し、所定の手続きを完了していること。なお、「預金口座振替依頼書」に捺印する印鑑は各金融機関のお届出印とします。

## 5. (申込み内容の変更)

申込者は当社所定の手続きによって当社に申し出ることにより、払い込みの解約及び申込み内容の変更を行うことができます。

## 6. (金銭の払い込み)

(1)申込者は指定銘柄の買付にあてるため、毎月1銘柄につき1回あたりあらかじめ申込者が申し出た一定額の金銭(以下「払込金」といいます。)を、申込者が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合には、払込金の総額をその口座に振替等により払い込むものとします。

(2)1銘柄あたりの払込金の金額は1万円以上1千円単位の整数倍の金額とします。

## 7. (買付の方法)

当社は申込者の指定銘柄の払込金で当該指定銘柄の「投資信託自動けいぞく投資約款」(以下「自動けいぞく投資約款」といいます。)の定めに従って買付を行います。

## 8. (買付時期及び価額)

(1)当社は申込者からの払込金の受け入れを持って、次の各号に定める時期に指定銘柄の買付の申込みがあったものとして取り扱います。

①金融機関の自動振替を利用されている場合は、原則として毎月28日、1月、及び7月において積み増しがある場合は13日、(休日の場合は翌営業日)に自動振替を行い、当社の定める所定の日に買付の申込みを行うものとします。

(2)(1)の指定銘柄の買付価額は、当該指定銘柄の自動けいぞく投資約款に定める買付日の価額とします。

(3)(1)にかかわらず、指定銘柄の委託者が買付の申込みの受付を中止または取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。

## 9. (スポット買付)

(1)申込者は以下の各号に規定する場合のすべてに該当する場合、指定銘柄を任意に購入することができるものとします。(以下「スポット買付」といいます。)

①スポット買付をする銘柄が、4条(2)の手続きを終えている場合。

②スポット買付の金額が1万円以上1円単位の場合。

(2)スポット買付にかかる指定銘柄の買付及び受け渡し代金の清算方法については総合取引約款に定める方法で行うものとします。

## 10. (乗換え(スイッチング))

(1)申込者は乗換え(スイッチング)取引ができるものとします。

(2)乗換え(スイッチング)については自動けいぞく投資約款等に定める方法で行うものとします。

## 11. (返還及び果実の再投資)

返還及び果実の再投資は自動けいぞく投資約款に基づき行うものとします。

## 12. (選定銘柄の除外)

取扱商品が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社が当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合当社は、申込者に遅滞なく連絡するものとします。

①当該選定銘柄が償還されることとなった場合、もしくは償還された場合。

- ②当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となった場合。
- ③その他当社が必要と認める場合。

### 13. (解除)

- (1)この契約は次の各号のいずれかに該当したとき解除されるものとします。
  - ①申込者が当社所定の手続きにより、この契約の解除を申し出た場合。
  - ②当社が本サービスを営むことができなくなった場合。
  - ③当社がこの契約の解除を申し出た場合。
- (2)申込者が当社の総合取引口座を解約した場合には自動引き落とし投資約款8.(解約)に従います。なお、この場合は原則として、申込者の保有する残高を売却の上、「総合取引約款」第2章第7条に定める方法により売却代金をお支払いします。

### 14. (その他)

- (1)当社はこの契約に基づいて申込者からお預かりした金銭に対しては、いかなる名目によっても利子をお支払いいたしません。
- (2)申込者に対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が転居、不在その他申込者の責めに帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものと取り扱うことができるものとします。また、上記延着又は不到達が相当期間連続して発生した場合、以降の本サービスの利用及び自動引落としを停止することができるものとします。
- (3)自動引落としが相当期間できなかった場合、以降の自動引落としを停止することがあります。
- (4)この規定は法令諸規則の変更、または監督官庁の指示、その他必要が生じたときは改定されることがあります。
- (5)本規定に別段の定めのないときは、「総合取引約款」、「保護預り約款」、「外国証券取引口座約款」および上記2.に定める選定銘柄の自動引き落とし投資約款等に従うものとします。

以上

平成20年7月